ヘリコプター活用コンテンツに係るフライト実験等業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

ヘリコプター活用コンテンツに係るフライト実験等業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 趣旨・目的

別途実施する「訪日高付加価値旅行者向けへリコプター活用コンテンツ開発業務」 において、コンテンツ開発にかかるヘリコプター(以下「ヘリ」という。)の運航等 の業務を行う。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部(以下「委託者」という。)

5 委託料の上限額

委託料の上限額は、4,500千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

6 業務の内容

別途実施する「訪日高付加価値旅行者向けへリコプター活用コンテンツ開発業務」のコンテンツ開発業務における次の業務を行うこと。

- ヘリの離発着場所、航路の検討
- ヘリの離発着検討場所に対するヘリポート設置意向の有無の調査への参加
- ヘリのフライト実験の実施

【訪日高付加価値旅行者向けへリコプター活用コンテンツ開発業務】

1 目的

移動時間の大幅な短縮とプレミアムな飛行体験が提供できるヘリを活用した 訪日高付加価値旅行者向けの体験型コンテンツの開発を行い、訪日観光客の訪 問が困難だった観光資源への誘客及び京都府・大阪府をはじめとする周辺地域 との周遊ネットワークの構築を図る。

- 2 実施内容
 - 高付加価値旅行者等にかかるヘリを活用した体験型コンテンツの需要調査
 - 高付加価値旅行者を顧客とするコンシェルジェ会社や企画エージェント向け、ヘリを活用した体験型コンテンツ(B to B to C 商品)を開発
 - 現地メディア向けのメディアキットの作成

(1) ヘリの離発着場所、航路の検討

訪日高付加価値旅行者向けヘリコプター活用コンテンツ開発業務の受託事業者 (以下「コンテンツ開発事業者」という。)及び委託者とともに、ヘリの離発着場 所、航路について検討を行うこと。

(2) ヘリの離発着検討場所に対するヘリポート設置意向の有無の調査への参加

コンテンツ開発事業者が実施する当調査について、助言を行うとともに、現地 での調査に同行すること。

(3) ヘリのフライト実験の実施

- ① ヘリの離発着場所、航路を検討するためのヘリのフライト実験を行うこと。
 - ※ 5回程度は、コンテンツ開発事業者もしくは委託者を同乗させること。
 - ※ 検討に必要な回数を確保すること。
- ② 開発したコンテンツについて、関係者で内容を検証するために実施する実証 実験においてヘリを運行させること。

「回数〕1回

[乗車者] コンテンツ開発事業者(2名(ガイドを含む))、委託者(2名)

③ 留意事項

運航可能なヘリの機種、回数・時間等について提案すること。

7 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「実績報告書」を委託者に提出しなければならない。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3)提出期限

令和5年3月31日

8 事業実施上の留意点

(1)特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これ を遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

9 著作権等の権利関係

受託者は、委託者が提供する画像・テキスト等を除き、成果物が他社の所有権や 著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを 行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように 留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に委託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任 において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

10 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分) を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)は できない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

13 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。

(4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

14 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2)上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

15 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検 査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払 う。

16 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

17 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。